

議案第 13 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定により指名された審理員の報酬等についての規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市  
条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市子ども読書活動推進委員会 委員	日額 7,000 円	上記に同じ
------------------------	------------	-------

」を

「

羽曳野市子ども読書活動推進委員会 委員	日額 7,000 円	上記に同じ
羽曳野市審理員	月額 100,000 円	上記に同じ

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
羽曳野市子ども 読書活動推進委 員会委員	日額 7,000 円	上記に 同じ	羽曳野市子ども 読書活動推進委 員会委員	日額 7,000 円	上記に 同じ
羽曳野市審理員	月額 100,000 円	上記に 同じ			
羽曳野市社会福 祉法人等指導監 査員	日額 20,000 円	上記に 同じ	羽曳野市社会福 祉法人等指導監 査員	日額 20,000 円	上記に 同じ
省略			省略		